

【暴力団は身近なところに潜んでいます】



1 先日、昭和末期における暴力団組織同士の抗争と、それを阻止しようとする警察との物語を題材としている映画を見ました。

この映画で登場する暴力団は、対立組織との乱闘や銃撃戦だけでなく、市民への恐喝、みかじめ料の徴収、因縁を付けての金品要求等の不当要求行為をし、市民に対して多大な恐怖を与えていました。

現実世界においても、暴力団は、市民に対して様々な不当要求を行い、多額の資金を獲得してきました。

しかし、暴力団対策法や暴力団排除条例が施行される等、暴力団を社会から排除する動きが加速したことにより、これまで暴力団が行ってきた上記の資金獲得活動は、以前と比べて減少しています。

他方で、社会情勢に応じて、暴力団は組織実態を隠蔽しながら資金を獲得する等、資金獲得手段を変化させてきました。その最たる手段が特殊詐欺です。

近年の特殊詐欺は、複数の人物に役割分担され、偽の親族のみならず、偽の警察、弁護士、銀行員等が登場し、綿密なストーリーが練られている等、当初よりも手段が巧妙化しています。

特殊詐欺被害に遭わないためにも、現在はどのような手段が出てきているのかについて、新聞やニュースで確認することが非常に重要だと思います。

2 以前、受け子・出し子として特殊詐欺に加担した被告人の刑事弁護を担当しました。

金員を騙し取る方法は、銀行員として高齢者の家を訪問し、事前に別の共謀者の電話指示に従って高齢者が準備した暗証番号とキャッシュカード入りの封筒を、被告人が事前に準備したトランプ入りの封筒とすり替え、ATMから現金を引き出すというものでした。

被告人は、指示役から仕事内容を説明されたとき、犯罪と認識したそうです。

しかし、被告人自身や家族の個人情報や依頼主に知らせていたため、報復を恐れて断ることができなかったとのことでした。

被告人が特殊詐欺に加担することになったきっかけを聞いたところ、SNSで知り合った顔も本名もわからない人物から、「楽に稼げる仕事がある」と紹介され、依頼主がどういう人物か、どういう内容の仕事をするのかについて、きちんと確認することもなく、安易な気持ちで引き受けたとのことでした。

3 特殊詐欺の受け子や出し子の中には、上記の被告人のように、SNSを通じ、結果的に暴力団の資金獲得活動の一つである特殊詐欺に加担してしまう者が一定数見られます。

誰でも簡単に利用することができるSNS上には、暴力団であることを秘匿しつつ、活動している暴力団が存在しているのです。

このように、暴力団は私たちの身近なところに潜んでいるのです。

少しでも不安に思うことがありましたら、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員へお気軽にご連絡ください。

寄稿者

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町1-12-1

カタヤマビル6階C

弁護士法人ながの法律事務所 ☎048-762-9250

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 杉村 洋維

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.162」から転記したものです。